

水力発電事業の民間譲渡に伴う
宮川流域諸課題の解決に向けた

提 言

三 重 県 議 会

平成20年10月20日

三重県議会では、平成19年10月に流域関係議員を中心に「宮川プロジェクト会議」を立ち上げ、民間譲渡にあたって、宮川流域の地域課題についての勉強会を行い、平成19年12月には、広く県民の視点に立って議論を深めていくために、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（以下、「宮川プロジェクト会議」という。）」を設置した。

三重県議会は、宮川プロジェクト会議での調査検討の結果を踏まえ、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けて、下記のとおり提言する。

記

1 宮川の流量回復について

(1) 「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて

議会として、宮川ダムからの $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を譲渡条件とすることを尊重する。

ただし、「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」の目標を実現するためには、宮川ダムの放流に頼るだけでなく、県、市町、民間企業、流域関係者など多様な主体による森林整備をさらに推進し、森林の水源涵養機能の強化を図るとともに、渇水期においては、発電事業者や農業者などの利水関係者の互譲の精神による運用について調整を行うこと。また、宮川の自然環境や生態系の保全のために、地域住民や団体など多様な主体とともに環境保全活動などの取組を進めること。

(2) 将来、更なる流量回復を図る場合について

将来、当面の目標である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復（ ）を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべきである。このため、県庁内に部局横断的な組織を設置し

た上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証するとともに、上記(1)ただし書きに掲げた取組を長期的な視点で進めること。

宮川流域ルネッサンス委員会水部会報告

(平成12年3月17日)

宮川流域ルネッサンス委員会水部会は報告の中で、宮川の再現濁水流量「宮川ダム直下 $2.0\text{ m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $5.0\text{ m}^3/\text{s}$ 」(再現流量のなかで年間355日を下回らない流量)を目標として段階的に回復していくことが求められるとした。

注 再現流量

宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量

2 宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応について

県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた農業用水供給に対する支援や森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが肝要である。

このため、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙1「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P3～P4)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方を基本的には理解するが、上記1(2)で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。

また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者ととともに進める役割を担っていくこと。

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1 宮川の流量回復	流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せして放流しています。	流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m ³ を継続することを要請しています。 また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。	別紙2のとおり（P5）
2 治水機能の確保	宮川ダムにおける事前放流等	宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。 出水時等の三瀬谷ダムの運用について継承されるよう協議を進めています。	宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引継いでいきます。 出水時等の三瀬谷ダムの運用について引継いでいきます。
	宮川ダムから三浦湾への緊急放流	宮川ダムから三浦湾への緊急放流については、昭和56年の漁協との申し合わせ書により、その都度打ち合わせることでなっていますが、実際の運用方法等については定められていない状況です。	災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っていきます。
	宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫	三瀬谷ダム湖内について、砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去に取り組んでいます。	三瀬谷ダム湖内の土砂撤去についての取組を引継いでいきます。 宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間において土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めていきます。
3 かんがい補給	三瀬谷ダム	かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。 なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川治水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。	かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川治水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めていきます。
	宮川ダム	宮川ダムには、灌漑用水として年間750万立方メートルが確保されていますが、渇水年には不足することがある。 平成17年度の渇水では、河川管理者による渇水調整を経て、発電用貯留水約500万立方メートルを融通することで下流の渇水被害を軽減しました。平成19年度も同様に約750万立方メートルを融通しています。	
4 三瀬谷ダムの工業用水	三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されましたが、南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。	南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡する旨を協議しているところです。	南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道水供給事業による給水等も含めて検討を行います。

項目		企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5	森林環境の保全	平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。	宮川ダム上流部等の森林環境創造事業について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 このため、負担方法など必要な課題解決を進めていきます。
6	魚道の整備	滝原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	地域要望として説明しているところです。	魚道の有効性について確認を行うため、本年度の鮎遡上期において、遡上調査及び構造調査を実施しています。 調査結果により、有効性に問題がある場合は、対応策を講じていきます。
	三瀬谷ダム	三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円 各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。	三瀬谷ダム(堤高39m)については、河川安全面の問題や建設費用の課題等から、魚道設置は困難です。 稚鮎放流に対する経費負担について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
7	三浦湾漁場環境の保全(濁水調整)	主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。	宮川第一、第二発電所の濁水調整に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
8	三瀬谷ダムの流木除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m ³)	三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。	三瀬谷ダムの流木除去について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
9	三瀬谷ダム湖の漕艇場	県内唯一の公認漕艇場として、各種ボート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設	三瀬谷ダム湖の自然環境や宮川第二発電所近くの熊野古道を活かした公園等が、地元自治体等によって整備されており、関係する企業庁用地が無償利用されています。	譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	「始神さくら広場」「始神森林公園」の用地	三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として利用されています。	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	三瀬谷ダム堰堤上は、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	宮川第二、三瀬谷、青蓮寺、蓮、比奈知発電所の5発電所には、地域住民の自主防災組織の向上を図るため、非常用浄水器等を設置しています。	非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 このため、関係者との協議を進めていきます。

流量回復についての基本姿勢（案）

1. 流量回復についての基本姿勢

県として、流量回復を図っていくため、必要な森林整備を進めるとともに、森林整備への多様な主体の参画を促進し、森林の水源涵養機能等の強化を進める。また、水利用の更なる合理化を進めるなど、流域全体での取組として引き続き進める。

流量回復の実現に向けては、流域全体の公平な負担により実現を目指すという原則のもと、流域関係者間で、その実現に向けての具体的な方策、費用負担のあり方などが議論され、合意形成されるよう、県が主体的に関与していく。

2. 水力発電事業の譲渡に際しての対応

宮川ダムからの河川維持放流量 0.37 m³/s に加えて企業庁の発電用貯留水からの 0.13 m³/s の上乘せにより実現した宮川ダムからの 0.5m³/s の常時放流が、譲渡後も継続されることを譲渡に際しての条件とする。

県として流域に提示した当面の回復目標である「粟生頭首工直下 3 m³/s」については、以下の内容を譲渡に際しての条件とする。

粟生頭首工直下で 3 m³/s を下回る場合に、宮川ダムから年間 1,000 万 m³ を限度として放流すること。

これに伴う減電補償やダムアロケーションの変更は行なわない。但し、将来、更なる流量回復の水源を発電に求める場合には、所要の減電補償やダムアロケーションの変更を、上記基本姿勢に基づき行うものとする。なお、その際の発電側との協議は県が主体的に行う。

なお、粟生頭首工直下 3 m³/s の実現に向けての運用ルールを定めるため、関係利水者等の理解を求めていく。